

2009年12月9日 羽田市長 答弁

日本共産党を代表されました高木議員のご質問にお答えします。

初めに、新政権のもとでの日本社会と政治の状況についてであります。

現在、年金、医療、介護といった社会保障問題など課題が山積し、国民の生活や将来に対する安心が大きく揺らいでおります。

今後、国により、企業や家計の活力につながり、国民の暮らしを守る政策が早期に展開されることを念願するとともに、本市におきましても、だれもが安心して安全に暮らせるまちづくりに向けて鋭意、取り組んで参る考えであります。

次に、新年度の予算編成方針についてであります。

新年度の予算編成にあたっては、第四次福山市総合計画に掲げる目標の実現に向けて本市がこれまで取組みを進めてきた福山発の「温暖化対策事業」や、「地産地消推進運動」などの内容の充実を図るとともに、(仮称)福山市立大学や、東桜町地区市街地再開発事業などの社会資本整備の整備についても着実に推進してまいりたいと考えております。

また、厳しい経済雇用情勢に対応し、市民の皆様の不安を取り除

くよう、引き続き、中小企業や、緊急雇用対策などの施策を、適切に実施してまいる考えであります。

次に、国保行政についてであります。

保険税は、被保険者の医療費に充てる目的税であります。本市においては、これまでも市民生活に配慮しつつ、その負担を必要最小限にとどめて参りました。

2008 年（平成 20 年度）は、医療保険制度の大幅な改正が行われたところであり、1 人当たり保険税の増加は退職者医療制度の廃止により、比較的所得の高い被保険者が一般被保険者に移行されたことなどが主な原因と考えております。

なお、1 人当たり保険税額については、2008 年度（平成 20 年度）においては、県内 14 市の中で、9 番目で、中核市 39 市の中では、34 番目と低位にあります。

また、収納率の低下は、後期高齢者医療制度の開始により、収納率の高かった層が同制度に移行されたことに加え、経済状況の悪化などが主な要因と考えており、全国的に共通するものであります。

今後とも、高齢者社会の進展に伴い、医療費が年々増加する中で、

国保事業の運営は、非常に厳しい状況にあり、基金を使つての保険税の引き下げは、困難であります。

次に資格証明書についてであります。

資格証明書の交付につきましては、これまで議会で様々な御意見をいただけてきたところであります。こうした中で、子どもが安心して医療を受けられる環境を確保する観点から、18歳以下の子どもに対しては資格証明書を交付しないこととし、さらには、生活保護基準等も参考とする中で、低所得世帯である全ての法定軽減世帯を適用除外にするなど、交付抑制に努めてきたところであります。引き続き、交付しないという考え方を基本に、市民生活に配慮する中で、きめ細やかな対応に努めて参ります。

次に後期高齢者医療制度についてであります。

保険料の算定にあたっては、おおむね、2年間を通じて均衡を保つこととされております。

国の試算によれば2010年度（平成22年度）以降2か年の保険料について、全国ベースで、13.8%の増加を見込んでおりますが、各都道府県の広域連合においては、国の通知に基づき、過去

の2か年の剰余金の活用や、財政安定化基金の取り崩しによる対応を行うなど、可能な限り保険料の増加抑制を行うこととし、試算作業を行っているところであり、現時点では、お示しすることが困難であります。

次に、短期被保険者証の交付についてであります。

短期被保険者は、医療の給付に、なんらの制限を加えるものでなく、保険料に係る納付相談の機会を確保し、被保険者間の負担の公平性と制度の安定を確保する観点から、広域連合が交付しているものであります。

次に、後期高齢者医療制度の廃止についてであります。

国においては、「高齢者医療制度改革会議」を立ち上げ、廃止後の新制度の具体化に向けた検討に入ったと伺っております。

今後の検討スケジュールについては、1年程度かけて、具体案を決定し、2年間の施行準備を経て、2013年（平成25年）4月に新制度を施行するとの見通しが示されたところであります。

本市といたしましては、引き続き、国の動向を注視しつつ、高齢者はもとより、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度の構築がなされるよう広域連合と連携してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

「長寿祝金」「老人交通費助成」「あんま施術等助成」の3助成につきましては、高齢者に敬意を表し、実施きてきたものでありますが、超高齢化社会を目前に控えるなか、今後も真に必要とされ持続可能な制度となるよう、市民団体等の代表者の方々からのご意見をふまえ、事業のあり方を見直したものであります。

見直しの基本的な考え方は、「個人給付より地域福祉の充実を」という意見を尊重し、高齢化社会を安心して活力あるものにしていくことを基本に、現在の財源を有効活用し、高齢者ニーズに対応した、より質の高い施策への転換を図っていくものであります。

次に、障がい者施策についてであります。

報道では、「政府においては、自立支援法を廃止し、障がい者支援策を抜本的に改革するために内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、今後5年間で集中的に取り組む具体策の取りまとめに向けて検討を始める。」と報じられましたが、現時点では、政府において自立支援法の廃止や改正の内容及び時期は示されておられません。今後とも国の動向を注視して参ります。

次に市の障がい福祉サービスについてであります。

市独自の軽減措置については、新年度において障がい福祉サービスの制度の変更が無ければ、現行制度を継続することが基本と考えております。

次に地域生活支援事業の移動支援についてであります。

現在でも、保護者が病気等で、送迎が困難になった場合など、応急的な対応が必要な時には、移動支援を利用いただいているところであります。

障がいのある子どもの放課後の居場所については、現在、地域生活支援事業の日中一時支援事業や放課後児童クラブで対応しているところであります。

次に、医療・衛生行政についてであります。

まず、政府の医療費にかかる新年度予算方針についてであります。

国は、来年度の診療報酬改定に向け、救急、産科、小児科、外科などの医療再建と病院勤務医の負担軽減を重点課題として位置づける方向性を示したところであり、医師不足など地域医療が抱える課題解決に有効な方策になることが期待されるところであります。

一方、少子高齢化が進むなかで、国民の医療費が増え続ける状況

にあり、こうした中で、診療報酬をいかに設定していくかについては、医療の実態をふまえる中で国が決定するべきものと考えております。

次に、政府に対する要望についてであります。これまでも地域医療の確保という観点から、医療確保策や緊急医療などの施策の充実について、全国市長会等を通じて、国に要望を行って来たところがあります。

医療費総額に関わる診療報酬の改定については、国における議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、環境問題・大気汚染問題についてであります。

降下ばいじんは、煙突からのばい煙、自動車の排気ガス、道路等からのばい煙、自然界から発生しており、発生源を特定できません。また、その成分については、タール分、灰分や鉄、等となっております。

各事業所に対する指導については、立入検査や自主測定の結果を求めることによる監視等、適切な対応を行っているところであります。

次に、蛇紋岩の状況についてであります。

1, 000平方メートル以上の鉱物又は土石の堆積場は、大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設に該当し、届出の義務があり、市内では、蛇紋岩の堆積場が1施設届けられておりますが、現在は、使用されておらず、野積みもされておられません。

次に、ごみ問題についてであります。

RDFによる、ごみ処理事業については、箕沖清掃工場の老朽化による行進、ダイオキシン類対策、エネルギーの有効利用、環境負荷の低減、最終処分場の延命化等を図るために、「広島県一般廃棄物広域処理実施計画」に基づき、県内7市2町で、広域的に進めてきたものであります。

旧箕沖清掃工場におけるごみ処理は、単純焼却方式であり、高度なダイオキシン類対策を講じておらず、灰の溶融設備や発電機能を持ち合わせていないため、単純なコスト比較は適切でないと考えております。

今後とも、廃棄物の処理を適正に行っていくため、安全を重視した運転管理に努め、循環型社会の形成をめざしてまいります。

次に、リサイクル発電株式会社の収支状況についてであります。

2004年度(平成16年度)から、5年間継続して一定の利益が計上されており、安定した事業運営が、なされているものと考えております。

また、2008年(平成20年度)の決算は、

- 総売電収入が、約9億1800万円、
- スラグ収入が、約40万円、
- メタル収入が、約370万円、
- 純利益が約1億円であり、

5年間通算の決算額は、純利益が約3億円となっております。

また、2009年度(平成21年度)の見通しについては、売電単価の上昇により、昨年以上の利益が見込まれるものと考えております。

次に、ごみゼロ社会実現に向けた取組についてであります。

本市においては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、着実にごみの減量化と分別、再資源化に努めております。

雑誌類など紙ごみのリサイクルにつきましては、子ども会や自治会による資源回収や拠点回収により、資源化を行っております。

また、剪定枝につきましても、本年度から一部堆肥化を行って降り、引き続き、ごみの減量・リサイクルの推進に努めてまいります。

次に、商工労働行政についてであります。

まず、緊急雇用対策についてであります。

緊急雇用相談窓口については、現下の厳しい雇用情勢を受け、昨年の12月24日から、対応しているところであり、年末年始の対応については、今後、状況を見極める中で検討することとしております。

雇用保険の給付日数の延長につきましては、国において、これまでも延長給付が実施されているところであります。

また、緊急雇用対策については、国の「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生事業」において、26事業、102名の新規雇用者を見込んでいるところであります。

次に、ハローワークを活用する際、市営駐車場を利用した場合の駐車料についてであります。

行政機関への来訪者の駐車場の確保につきましては、各機関がそれぞれ対応することが基本であり、市営駐車場の設置趣旨から、ハローワークの利用に限り、駐車場を無料化することは、困難であります。

次に、中小・零細企業対策についてであります。

国においては、資金繰り対策として、いわゆる「中小企業金融円滑化法」が、本年１１月３０日に成立したところであり、また、従業員の休業補償などについては、「中小企業緊急雇用安定助成金」の制度が創設・拡充し、運用されているところであります。

「緊急保証制度」の対象業種につきましては、国においては、逐次、追加されており、今後、国の指定状況を注視してまいります。

次に、中小企業の仕事の確保については、各企業の保有する技術力や生産体制など、総合的な力量の発揮が望まれるところであり、昨日、国において、７兆２千億円の追加補正の閣議決定がなされており、その経済波及効果に期待しているところであります。

次に、本市が行う公共事業については、これまでも住民福祉の向上を目的として、生活道路を始め、河川、水路など快適な暮らしを支える生活基盤整備に取り組んでいるところであります。

次に、住宅リフォーム助成制度につきましては、既存の公的資金の融資並びに助成制度の活用を図ってまいります。

次に、競馬事業についてであります。

まず、本年度の収支見込みについてであります。昨年秋口からの、急激な景気悪化の影響は、現在も回復していない状況にあり、上半期の収支は約3,800万円の赤字となっております。

急速な景気回復は、当分望めないことから、開催経費の節減を行い、年間収支の均衡を図ることとしておりますが、極めて厳しい状況にあると認識しております。

次に、馬資源確保の現状などについてであります。現在、在籍頭数は370頭前後で推移しており、1日の出走頭数を確保するため、年度後半の開催日程を変更し、対応しているところであります。

次に、競馬事業のあり方についてであります。これまでの運営状況や今後の見通しなどを検証・検討し、「雇用の場」としての視点も勘案する中で、総合的に検討するため、外部の有識者や専門家などで組織する検討委員会を設置することとし、その具体については、今会議へお諮りして参りたいと考えております。

なお、競争に直接携わる関係者は、本年4月1日現在、調教師26人、騎手18人、きゅう務員94人で、その他は、従業員、嘱託

職員などであります。

次に、農業・漁業振興についてであります。

生産緑地制度は、市街地区域にある農地の緑地機能を生かし、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境を形成することを目的として、指定することによってあります。

現在の市街化区域内にある自然や、宅地化の進行状況を勘案する中で、独自の制度により、生産緑地を指定する考えはありません。

次に、市民農園整備についてであります。

福山市農業振興ビジョンにおいて、2010年度（平成22年度）の設置目標を61箇所としており、本年9月時点の設置状況は、55箇所であります。

次に、中小漁業融資資金についてであります。

この制度は、市内の漁業協同組合に対する融資制度であり、広島県信用漁業協同組合連合会に資金預託して運用を行って参りましたが、2008年度（平成20年度）においては、利用の申し込みがなかったため未執行となっております。

漁業後継者の育成につきましては、漁業所得の向上と経営安定を図ることが重要であると考えており、「つくり育てる漁業」への転換に向け、今後とも、関係機関、団体と連携しながら漁業環境の改善と計画的な種苗放流に努めて参ります。

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、全国学力テストについてであります。

文部科学省から照会に対して、「希望する」と回答しております。

本誌の学校教育が、全国水準を達成することは、児童生徒の進路の実現と本市の発展の上で重要なことであると考えております。

知・徳・体のそれぞれの分野で、本市の実態を全国の指標と照らしながら分析し、改善計画を立てて、教育活動の充実を図ることは、必要なことであり、全国学力調査もそのための有効な手段と考えてのことです。

次に、少人数学級についてであります。

教職員の定数改善及び少人数学級の実現については、本年１１月、全国都市教育長協議会等を通じ、国に対して、強く要請をしたところではあります。

少人数学級につきましては、学年ごとの児童生徒の発達段階に応じた学級規模や少人数学級と少人数指導の教育的効果の課題、また、給与・任用形態等について検討してきたところです。

今後、政権交代による国の動向を慎重に見極めながら引き続き検討してまいります。

次に、放課後の子どもの居場所についてであります。

本市においては、保護者の就労支援と児童の健全育成を図るという、放課後児童クラブ事業の趣旨に基づき、利用を希望する児童全員を受け入れることとしております。

その運営にあたっては、学校内への設置を基本としており、体育館など共用スペースの活用や、保健室との連携を図っているところです。

クラブの規模につきましては、希望する児童全員の受入を基本に、様々な角度から研究してまいりたいと考えております。

年度始めには、保護者の代表、小学校長、指導員などで構成する運営委員会において、基本的な事項を協議するとともに、随時、保護者会を開催して、事業の円滑な推進を図っております。

放課後の子どもの過ごし方につきましては、全国学力・学習状況

調査において傾向を把握いたしているところです。

これまで、公民館やブロック社会教育センターの事業として、木工教室などの創作活動や、バードウォッチングなどの自然観察、絵本の読み聞かせなど、子どもたちの豊かな心を育む事業を実施しております。

また、放課後子ども教室は、学区の人たちの協力を得て、様々な体験活動を実施することで、地域の大人と子どもたちが触れ合う機会が増え、地域の子どもたちは地域で育てるという意識が醸成されており、多くの人たち関わることで、安全な居場所を提供するとともに、地域の教育力の向上にもつながるものと考えております。

次に、中学校給食についてであります。

中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

なお、中学校における食育につきましては、学校ごとに、食に関する指導の全体計画を立て、各教科・領域において、取り組んでいるところです。

次に、保育行政についてであります。

まず、保育室の面積基準等についてであります。厚生労働省は、待機児童の多い都市部に限り保育室の面積基準を緩和することについてその判断を地方自治体に委ねる方針を決定したところであり、地方分権を求める地方6団体の強い要望を受けての国の判断であると受け止めております。引き続き、児童福祉の向上と地方分権を推進する視点から国の動向を注視してまいります。

次に保育所の入所定員の弾力的な運用につきましては、職員配置や設置基準など国の示す基準を遵守し、保育内容の向上に努めつつ、保護者のニーズをふまえ、適切に対応しているところであります。

次に保育料につきましては、基準額を1998年度（平成10年度）以降据え置き、この間、兄弟姉妹の軽減措置を拡大するなど、これまでも負担軽減に努めてきたところであります。今後とも、国の徴収金基準を基本に、適正な保育料の設定に努めて参ります。

次に発達の課題のある児童の対応につきましては、児童の実態に応じ、担任外の保育士を配置するなど、本市独自に柔軟な配置に努めているところであります。

スキムミルクにつきましては、児童が必要とする栄養素をバラン

スよく含んだ良質で安価な食品であり、引き続き使用してまいります。

次に、建設都市行政についてであります。

まず、幹線道路網整備に関する自治会との関わりについてであります。

自治会には、地元の協議窓口をお願いしておりますが、自治会内の意見のとりまとめ等に関しては、自主性を尊重しているところであり、自治会の運営に関与や介入をしたことはありません。

次に、設計協議確認書は、自治会と事業者の確認事項を図面や文章にまとめたものであり、用地・物件の補償は、事業者が地権者個々に説明する旨を明記しており、自治会の会長や役員が、地権者個々の財産処分に係わる決定をしているものではありません。

次に、事業の進め方につきましては、地区の実情に応じて、地元との協議・調整を図り、自治会や地権者個々の理解や了承を得る中で、事業説明・設計協議・用地事務等の各段階へと進んでおり、これらの段階を後戻りすることは考えておりません。

次に、福山道路の費用便益分析についてであります。

現在の「費用便益分析マニュアル」は、国の諮問機関である「社会資本整備審議会」の「基本政策部会」において、客観的な立場で、諸外国の事例も参考に、最新の知見・データに基づいた(案)が審議され、その結果を受けて、国土交通省が策定したものと伺っており、現時点のマニュアルとして、適切なものと考えております。

次に、福山道路等の幹線道路網整備は、本市都市圏の交通渋滞を、将来にわたって解消・緩和することにより、市民生活の安全性・利便性の向上、社会・経済活動や都市間交流の活性化等を図るものである他、環境保全施策にも位置付けられており、引き続き、事業者である国・県と連携を深め、事業を推進する考えであり、計画の凍結・中止は考えておりません。

次に、鞆港埋め立て架橋事業についてであります。

鞆町の抱える様々な課題に対しては、この事業を柱とした抜本的な改善が必要と考えております。そのためには、今後とも広島県と連携した取組が不可欠であり、12月4日に湯崎知事が新任の挨拶に来庁された際には、鞆に暮らす人々の切実な思いを聞く場を設け

ていただくよう申し上げたところであります。

私といたしましては、地元市長として、鞆の実情や、長きにわたり検討・議論を重ねた経緯などについて、十分に説明させていただき、知事と共通認識に立つための協議の場を、改めて設けてまいりたいと考えております。

次に、控訴につきましては、今回の地裁判決は、鞆の景観の利益の範囲・内容を特定せず、かつ理由を十分示さず、景観の利益が法律上の利益に当たるなどとして、埋立免許の差し止めを命じており、広島県はこの判決を不当として控訴し、また、今後の公共事業全般に与える影響も甚大であるとして、控訴したものであります。本市としましても、この判決は、今も鞆町で生活し、鞆の歴史・文化を継承し、育んでいる鞆町住民の生活に対する視点が欠けたものと考えており、引き続き控訴審に補助参加し、住民の皆さんの思いを訴えて参ります。

なお、住環境整備については、これまでも必要に応じて実施しており、また、下水道整備についても計画的に進めておりますが、県土未改良区間の迂回路のない場所においては交通規制などによる市民生活に与える影響は甚大となるものと危惧しております。

次に、**鞆町の観光行政**についてであります。

鞆町への観光客の増加に伴い、地元住民からは、嬉しい悲鳴ばかりでなく、交通混雑等が及ぼす日常生活への影響を不安視する声、困惑する声が多数届いており、混雑を一定程度緩和するための駐車場対策等、当面の対応について、関係機関、地元と協議・検討することといたしております。

また、鞆港に設置しております看板は、鞆町が抱える課題やこの事業の必要性について、観光客をはじめ鞆町以外の方々にも広く情報発信するためのものであり、その目的達成に適切な場所であると考えております。

次に、**歴史的遺産を活用した町づくり**についてであります。

本市は、現在、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定が、急務と考えております。

次に、**契約問題**についてであります。

まず、公契約条例の制定についてであります。

国や自治体は、公正労働基準などの社会的価値の実現を図ることが求められており、本市においては、総合評価入札制度の試行を行

うとともに、経済状況を見極める中で、最低制限価格について、随時その価格の見直しを行っているところであり、公契約条例の制定については、国や他都市の動向を見極める中で、慎重に対応してまいります。

公益通報がなされた場合は、公益通報者保護法に基づき、労働者が不利益を受けることがないように、適正に対処してまいります。

本市の建設工事については、従来より、等級別発注標準に基づき、市内業者を基本に発注しており、可能なものは、受注機会の確保の観点から分割発注することとしております。

また、下請契約及び下請代金支払の適正化については、請負業者に対し、工事の一部を下請けさせる場合には、下請契約書の写しを求めるとともに、研修会などを通じ、適切に対応するよう指導しております。

指名除外措置については、たとえ民間の当事者間の契約であっても、建設業法に違反し監督官庁から処分等がなされた場合は、厳正に対処することとしております。

協同企業体に発注する工事の入札に導入した事前審査の在り方については、より一層の公正性確保の観点から、引き続き、検討して

いく必要があると考えております。

次に、神辺地区まちづくり事業計画についてであります。

川南土地区画整理事業については、事業推進団体の協力を得て、これまで約４割であった賛同を、約６割まで伸ばすことができおり、着実に事業化に向けた環境が整いつつあります。

引き続き、意思表示をされていない地権者の理解を得るべく、積極的に個別説明に取り組んで参ります。

また、地区計画については、地元自治会を通じて、地区ごとの説明会を重ねた中で、官地の有効活用などを求める地域の要望も取り入れながら、実情にあった計画修正を行っております。

現在、地権者負担の軽減に配慮した計画案を取りまとめており、年内の地権者説明会を経て、年度内には都市計画決定に係わる手続きに入る考えであります。

土地区画整理事業や地区計画は、川南地区全体の生活環境を面的に改善することの出来る有効な事業であり、今後も、関係機関や事業推進団体等と緊密な連携を図りながら、早期の事業推進に努めてまいります。

次に、人権・同和行政についてであります。

本市におきましては、人権施策を総合的・計画的に推進していくため、「福山市人権施策基本方針」を策定し、あらゆる人権問題の解決をめざし、諸施策の推進の推進に努めているところであります。

同和問題につきましては、インターネット上の差別記載など今日的な課題もあり、課題解決に向け、取り組んでいるところであります。

部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断するなかで、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障のないことなどから、使用許可をしているものであります。

人権交流センターやコミュニティーセンター・館におきましては、人権啓発、福祉、交流に関する事業を展開しており、民主団体をはじめ、文化・スポーツグループなどの活動の場としても、幅広く利用いただいているところであります。今後とも、開かれた施設とし

てより多くの市民が利用できるよう努めてまいります。